

◎新潟県告示第929号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹野町(1)地区	新潟市西蒲区竹野町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青山本村地区	新潟市西区青山2丁目・3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小針自由ヶ丘地区	新潟市西区小針南台・寺尾朝日通り	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）